

第1章

プランの考え方

- 1 改定の趣旨
- 2 位置付け及び性格
- 3 基本理念
- 4 計画期間
- 5 進行管理

第1章 プランの考え方

1 改定の趣旨

(1) 保健・医療・福祉を取り巻く状況

- 都は、少子高齢化の更なる進展により、年少人口の割合が減少を続ける一方、高齢者人口の割合は増加を続け、平成42年（2030年）には都民の4人に1人が高齢者になると推計されています。
- 要援護者の増加とそれを支える人的資源の不足が見込まれる中で、限りある社会資源を効率的・効果的に活用し、誰もが安心して暮らせる社会を実現していかなければなりません。
- 多くの都民は、医療や介護が必要になっても人生の最後まで住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでおり、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、高齢者・子供・障害者など全ての人を地域で支え合う仕組みづくりが急務となっています。
- 健康課題に目を向けると、疾病構造は、がんや心臓血管疾患、糖尿病など生活習慣を主要因とするものに変化しており、高齢化に伴う認知症患者の増加も見込まれています。
- これらの疾病に対応し、健康寿命を延伸するためには、疾病の予防から早期発見・治療、重症化予防、リハビリテーション、介護に至るまで、切れ目のない保健・医療・福祉サービスの提供体制と、都民一人一人が健康づくりや介護予防に主体的に取り組める環境を整備することが不可欠です。
- さらに、新型インフルエンザ等の新興・再興感染症、食品・医薬品・生活環境・飲料水等に係る健康被害等多様化する健康危機から都民を守るために、平時から備えを進めるとともに、東日本大震災や熊本地震等の経験を踏まえ、災害時における保健医療機能の確保や受援体制の整備に取り組む必要があります。

(2) プラン改定の経緯

- 都は、保健医療をめぐる社会情勢の変化やこれまで都が取り組んできた施策の実施状況及び国の医療提供体制の確保に関する基本方針の改正等を踏まえて、「東京都保健医療計画」をより一層有効に機能させるとともに、東京都地域医療構想の達成に向けた取組を進めていくため、平成30年3月に東京都保健医療計画の第六次改定を行いました。
- 南多摩保健医療圏においては、「東京都南多摩保健医療圏 地域保健医療推進プラ

ン」(以下「プラン」という。)が前回の改定から5年が経過することに加え、第七次東京都保健医療計画との整合性を図りつつ、地域の実情や課題を踏まえ、地域保健を総合的に推進するための指針とすべく、改定を行うものです。

2 位置付け及び性格

- (1) 東京都保健医療計画等の趣旨を踏まえ、南多摩保健医療圏における保健医療の現状と課題を明らかにするとともに、保健所、市、医師会等の関係機関・団体及び住民が、それぞれの役割分担に応じた連携と協働を図り、圏域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画とします。
- (2) 保健所、市、関係機関・団体及び住民にとって、保健医療施策を推進するための基本的な方向性を示すものとします。
- (3) 圏域各市の自主性を尊重し、各市で策定している保健医療関係計画等の行政計画との整合性に配慮したものとします。

3 基本理念

- 健康であることは、全ての人にとって基本的権利の一つであり、豊かな人生を送るための最も基礎的な条件です。本プランでは、「住民のいのちと健康を守る」ことを基本理念に掲げ、圏域内全ての人が、心身とも健康で、また安全な生活環境で、安心して生活できるようにすることを目指しています。
- この基本理念を実現するためには、住民の役割が欠かせません。「自助」「共助」「公助」の考えに基づき、それぞれの施策を充実させ、推進していくことが必要です。
 - (1) 自助 ～自分の健康は自分で守る～

健康づくりは、「自分の健康は自分で守る」という自覚を持つことが大切です。がんや糖尿病をはじめとする生活習慣病が増加する中、住民自身が予防の観点から、食生活や運動など適切な習慣づくりに努めるとともに、定期的な健診や早期受診により健康を維持・回復することが重要です。適切な生活習慣は、要介護となる事態を防ぐことにもつながります。

また、身近で頼りになる、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局を持つことも重要です。
 - (2) 共助 ～住民がともに支え合いながら健康を守る～

東日本大震災や熊本地震等の経験から、家族や地域の絆、助け合いの大切さが改めて認識されています。地域の絆やつながりは、住民の健康状態に影響を及ぼ

すとも言われており、人と人が支え合い、助け合う社会を実現することが、心身の健康に資するものと考えられます。ボランティアや近所づきあいなど、一人一人ができることに取り組み、地域に暮らす人とのつながりを強め、助け合いや支え合いの輪を広げながら、健康づくりを推進することが求められます。

(3) 公助 ～行政の施策に積極的に関わり健康を守る～

質の高い保健医療の環境づくりを進めていくためには、都や市の行政施策に関心を持つことも重要です。都や市は、住民主体の健康づくりを支援するため、住民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健医療サービスを提供する体制を整備しています。

一方、住民一人一人が、保健医療サービスの単なる受け手ではなく、保健医療サービスに主体的かつ積極的に関わることで、地域の健康づくりが促進され、より質の高い保健医療サービスの提供につながります。

4 計画期間

- プランの計画期間は、平成30年度から平成35年度（2023年度）までの6年間です。

5 進行管理

- 南多摩保健医療圏では、地域特性を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図るため、南多摩地域保健医療協議会を設置しており、保健所、各市、関係機関・団体の代表者、学識経験者及び地域住民の代表である公募委員等で構成しています。

本プランの進行管理は、本協議会において行い、プランの推進及び評価に関する事項を協議します。

- プランでは、保健・医療・福祉の各分野について、圏域の現状と課題を踏まえた重点プランと指標を設定しています。計画期間の中間年度（平成32年度（2020年度））及び最終年度（平成35年度（2023年度））に、その進捗を評価し、課題の抽出と取組方策の検討を行うことにより、進行管理を行っていきます。

第3期八王子市保健医療計画

1 基本的な考え方

『第3期八王子市保健医療計画』は、国や都の関連する法令や計画との整合を図り、かつこれまでの本市の取組に対する評価、市民意識調査の集計結果や分析内容、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、これからの本市の保健医療分野における方向性を示すものです。

また、第2期保健医療計画から生活習慣病予防などの重点項目を継続するほか、課題の整理を通して出てきた「精神保健医療の充実」や「口腔保健の推進」など新たな施策も定めました。

2 概要

基本理念	自分で、家庭で、地域で、笑顔あふれる健康なまちづくり				
視点	いつまでも元気で健康的な生活を送るために		住み慣れた地域で安心して医療を受けられるために		
基本目標	生涯を通じた健康づくりの推進	安全な生活を安心して送れる環境づくりの推進	日常の医療体制の整備	在宅療養体制の整備	緊急時の医療体制の整備
施策	① 健全な生活習慣の確立 ② 生活習慣病の発症と重症化の予防 ③ 妊娠期からの切れ目のない支援の充実 ④ こころの健康づくり ⑤ 自殺対策の推進 ⑥ 生涯にわたる歯・口腔の健康づくりの推進 ⑦ 女性の健康づくりと女性特有の疾病予防に対する支援 ⑧ がん予防と早期発見の推進 ⑨ 地域で支える健康づくり	⑩ 安全・安心で快適な衛生環境づくり ⑪ 薬の安全、薬物乱用防止対策、家庭用品の安全確保 ⑫ 感染症の予防と対応 ⑬ 人と動物が共生するまちづくりの推進 ⑭ 健康を支える環境整備	⑮ かかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及定着 ⑯ 中核病院を主体とした医療機関相互の連携強化 ⑰ 小児・妊産婦に対する医療などの体制整備 ⑱ 安心して医療にかかるための相談体制の整備 ⑲ 看護人材の育成・確保	⑲ 障害者・難病患者・がん患者などの療養体制の整備 ⑳ 地域包括ケアシステムの推進	㉑ 救急医療体制の充実 ㉒ 災害時の医療体制の充実

まちだ健康づくり推進プラン（第5次町田市保健医療計画）

町田市では保健医療を取り巻く環境の変化に的確に対応し、市民の健康増進を支援するまちづくりに取り組んでいます。今後さらに総合的な健康づくり施策を推進するため「まちだ健康づくり推進プラン（第5次町田市保健医療計画）」を策定しています。

1 計画の位置付け

健康増進法第8条第2項に定められている「市町村健康増進計画」として位置付けます。

2 計画の期間

本計画は、2018年度から2023年度の6年間とします。

3 計画の体系

理念 ～ みんなでつくる「健康のまち」まちだ ～

基本目標1. 健康に生活できるまちをつくる

- 目標1. 市民が自ら健康づくりに取り組めるまち
- 目標2. 生活習慣の改善を支えるまち
- 目標3. 妊娠・出産・子育てを支えるまち

基本目標2. 安心できる地域医療があるまちをつくる

- 目標1. 患者・家族の声が医療に反映するまち
- 目標2. 災害時や感染症などが大規模発生した際に健康を守れるまち

基本目標3. 健康的な生活環境を備え人と動物が共生しているまちをつくる

- 目標1. 安全で衛生的な生活環境が整っているまち
- 目標2. 地域に根ざした動物愛護をしているまち



詳細は、町田市ホームページで御覧いただけます。

<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/iryo/hokeniryou/hokeniryoukeikaku.html>

第3期「日野人げんき！」プラン

日野市健康福祉部健康課

1 概要

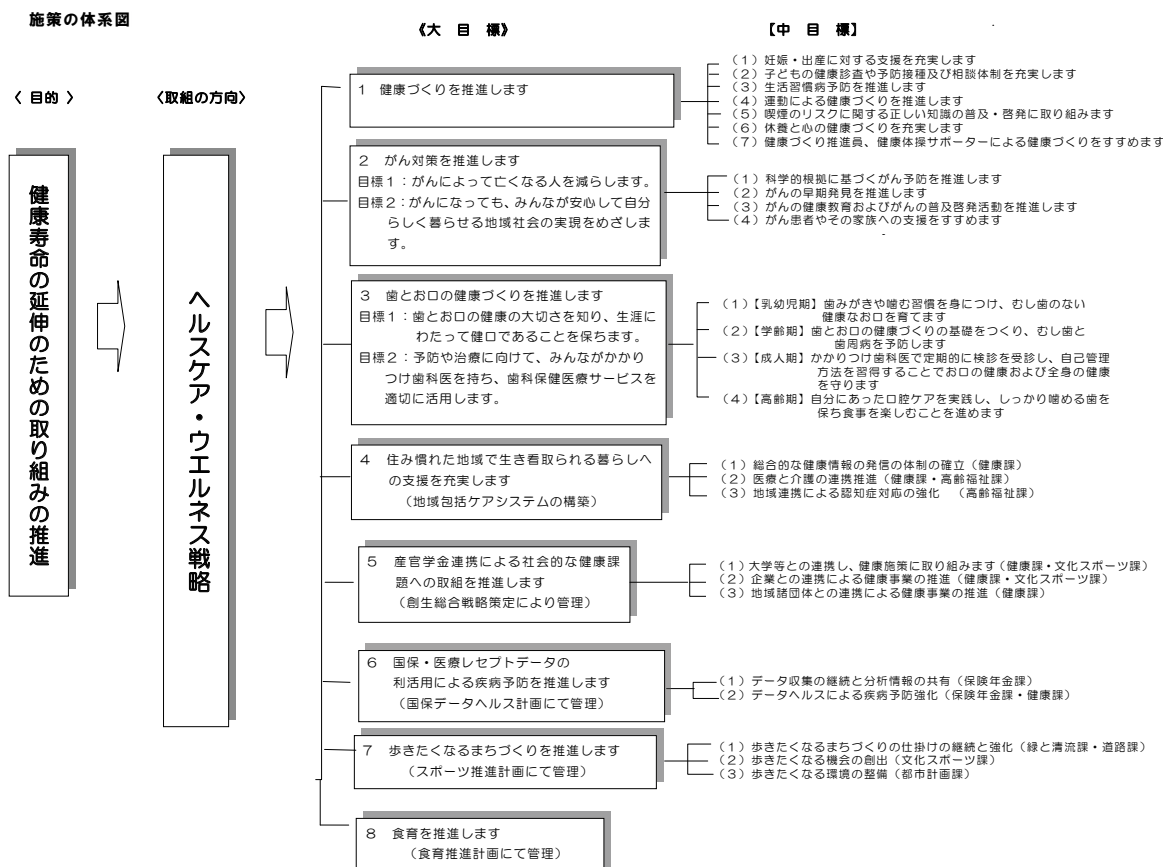
平成28年度から平成32年度（2020年度）までの5か年計画となる第3期「日野人げんき！」プランの策定を平成27年度に行いました。

2 内容

第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）及びヘルスケア・ウェルネス戦略と整合性を図り、さらに「がん対策推進基本条例」及び「みんなですすめる歯とお口の健康づくり条例」に基づく基本計画も含む計画とし、計画実現のために重点的に取り組むべき施策を中心に策定しました。



3 体系図



健幸都市の実現を目指して
第五次多摩市総合計画第2期基本計画



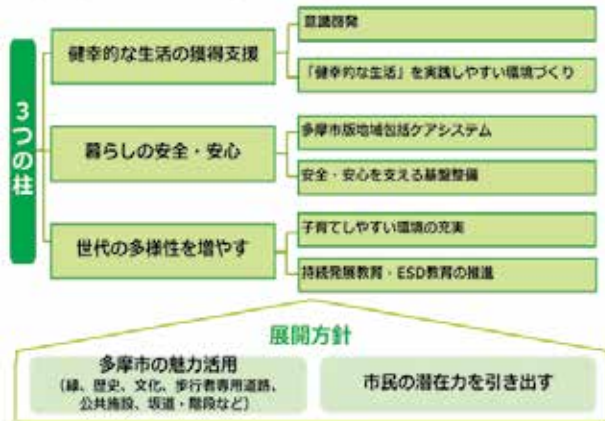
多摩市では、身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちを目指して、健幸まちづくりに取り組んでいます。



■全部署が健幸まちづくり担当部署

平成27年4月に策定した第五次多摩市総合計画第2期基本計画において、すべての施策を貫く取組の方向性の一つとして位置付けました。全部署が健幸まちづくり担当部署であるという認識のもと、全庁一丸となって取り組むこととしています。

健幸まちづくりの体系と展開方針



平成28年度には、市民の行動宣言である「多摩市健幸都市宣言」の制定及び健幸まちづくりに取り組む際の行政の基本姿勢を示す「多摩市健幸まちづくり基本方針」の制定を行い、平成29年度には、健幸マークの決定、ノルディックウォーキングの推進、ライフウェルネス検定の実施ほか、様々な事業を展開しています。



緑豊かな公園や遊歩道など、多摩市の魅力を活用したノルディックウォーキングの推進

■まちぐるみのチャレンジ！

健幸まちづくりは行政だけでなく、市民、NPO、団体、事業者、大学等がそれぞれの立場で主体的に、又はともに連携・協働して進める、まちぐるみのチャレンジです。

市は、都市基盤の整備や介護保険制度の運営など、行政でしか担い得ない取組のほか、各主体による健幸まちづくりが有機的に結びつきあい効果的に進展するようにネットワークづくりを図るなど、各主体による活動を側面的に支援していきます。

■ライフウェルネス検定

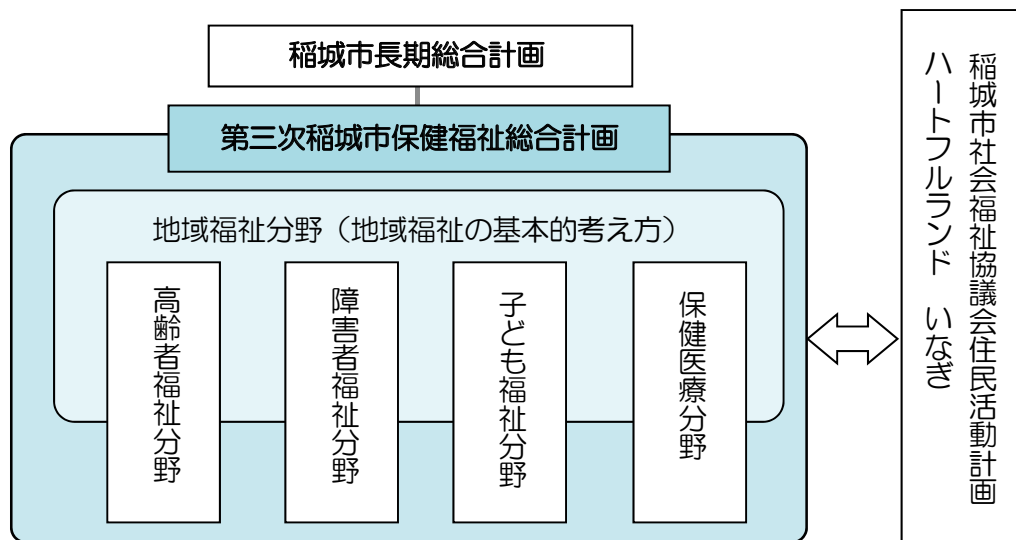
老いや病と折り合いをつけながら、住み慣れたまちで自分らしくいきいきと暮らし続けるために役立つ知識やちょっとした工夫を「深刻に暗く」ではなく、「明るく楽しく」学ぶことを目指し、多摩市オリジナルのテキスト「あなたの『生き方・老い方』応援本」を出版し、多摩市独自の検定「ライフウェルネス検定」を実施しました。このテキストや検定を通じて健幸づくりに役立つ知識を学ぶことで、元気な高齢者の増加はもとより、老いを迎えるに当たっての不安の解消、終末期について納得できる市民の増加、もって健幸都市の推進が図られることを目指しています。



第三次稲城市保健福祉総合計画

稲城市では、『第二次稲城市保健福祉総合計画』が平成29年度で計画期間満了となることを受け、保健福祉を取り巻く環境や福祉ニーズの変化を踏まえ、課題に取り組んでいくため、平成30年度から6カ年の計画について定めた『第三次稲城市保健福祉総合計画』を策定しました。

策定に当たっては、公的なサービス（公助）と、市民の力による支え合い、助け合い活動（共助又は互助）のバランスがとれた地域の保健福祉の向上を目指すこと、また、保健福祉の各施策を高齢者福祉、障害者福祉、子ども福祉、保健医療の各分野に分け、それら全てを包含する地域福祉の基本的な考え方・方向性を示すこととしています。



基本理念と重点目標

本計画は、「第二次計画」の基本理念を継承し、引き続き「ともに生き、ともにつくる まちづくり」を基本理念として掲げ、全ての人々が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、お互いを理解し合い、地域で支え合う、快適に住み続けられる稲城市の実現を目指します。

《重点目標》

- みんなで
支え合う
地域づくり

地域においてお互いが助け合い、
支え合って安心して住み続けることのできる
ともに生きる地域づくり
- 利用者の
立場を考えた
地域密着ケア
の推進

サービス利用者の生活、家族全体を支援する
利用しやすく、より質の高い
地域に密着したケアシステムの構築と推進
- コミュニティ
ソーシャル
ワークの充実

制度化されたサービス提供とともに
地域住民やボランティアによる
支え合う福祉コミュニティづくりの充実

《基本的視点》

- 「総合性」の尊重
- 「主体性」の尊重
- 「地域性」の尊重
- 「社会性」の尊重
- 「文化性」・
「快適性」の尊重